

夢を実現する第一歩のために...

ミツヒロニュース

2011年
8月号



暑中お見舞い申し上げます。
税制改正は、民主党が考えて
いた改正案の殆どが、継続審
議となってしまいました。

民主党政権となり2年目、1
年間を通じて検討し実行する
予定でした。ここは、将来をにらみ、本当
にあるべき姿を全党挙げて考えるべきで
はないでしょうか。今月号は、現時点で
成立している法案についてまとめました。
参考にしてください。 光廣 昌史

今月のトピックス

○平成23年度税制改正

一部可決

平成23年度税制改正案の大半が
見送られています。今回成立しな
かった項目は、継続審議されます。

○無予告調査の正しい対応方法

○あとがき

「賞味期限」ホントはいつ？

平成23年度税制改正一部可決

平成23年度税制改正が、ようやく6月22日に可決し、一応の決着となりました。

しかし、可決といっても、当初の23年度税制改正法案は、概ね、見送られ、法人税率の引き下げや、相続税の大型増税等の改正案については、7月以降に継続審議されることとなりました。

今回成立した主な項目

1. 所得税法関係

1. 年金所得者の申告手続きの簡素化（来年申告分から不要）

年金所得者の申告手続きの負担を軽減するため、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、年金以外の他の所得の金額が20万円以下の場合は、平成23年分以後の**確定申告が不要**となります。

2. 電子申告の所得税額控除

電子申告に係る所得税額の特別控除について、**税額控除額（現行：5,000円）を平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円に引き下げた上、その適用期限を2年延長**します。

3. 上場株式等の譲渡所得及び配当所得の軽減税率適用期限の延長

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る**10%軽減税率が2年延長**され、平成26年1月から**20%本則税率**とされます。

4. 少額上場株式等に係る非課税措置（日本版ISA）

平成26年1月からの導入となります。

5. 省エネ改修工事、バリアフリー改修工事等の改正

バリアフリー改修工事：税額控除額の上限額（現行：20万円）について、平成23年は20万円とな
り、平成24年は15万円となります。

省エネ改修工事：税額控除額の計算の基礎となる省エネ改修費用の額について、補助金等の交付がある
場合は、当該補助金等の額を控除した後の金額となります。（次ページへ続く）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp>

Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007

mail to : info@office-m.co.jp

6. 住宅ローン控除、住宅改修税額控除等の計算上、補助金等を除く見直し

平成23年4月1日以後に行う改修工事について適用されます。

7. 租税罰則の見直し

2. 法人税法関係

1. グループ法人税制の見直し

100%グループ内の法人に係る税制等について、その円滑な執行に向けて、所要の見直しがされます。

(注) 平成23年4月1日以後開始事業年度より適用されます。

2. 棚卸資産の評価方法の見直し

棚卸資産の評価について、切放し低価法は廃止されます。なお、平成23年4月1日以後、最初に開始する事業年度においては、前事業年度末の評価額をもって取得価額とします。

3. 仮決算による中間申告の見直し

法人税の中間納付制度について、仮決算による中間税額が前事業年度の確定法人税額の12分の6を超える場合には、仮決算による中間申告書を提出できないこととなります。

4. 雇用促進税制の創設

青色申告法人が、雇用保険一般被保険者を前事業年度末に比べて10%以上、かつ、2人以上増加させた場合に、法人税額から1人当たり20万円税額控除(上限: 中小企業は法人税額の20%、大企業は10%)できる制度が創設されました。適用条件は以下のようになっています。

1. 当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者が、前事業年度末に比べて10%以上、かつ、2人以上(大法人については5人以上)増加していること
2. 前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないこと
3. 当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度より、以下の算定額以上に増加していること
[算式] 給与増加額 ≥ 前事業年度の給与額 × 雇用者の増加率 × 30%

適用期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度で、公共職業安定所に雇用促進計画の届出が必要です。条件を満たせばパートタイマーでも該当する可能性があります。

3. 相続税法関係

1. 連帯納付義務に係る延滞税を利子税に

相続税の連帯納付義務者が連帯納付義務を履行する場合に負担する延滞税については、利子税に代える等の措置が講じられます。

(注) 平成23年4月1日以後の期間に対応する延滞税が対象です。

2. 住宅取得等資金贈与の適用対象の拡大

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等について、適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等(住宅取得等資金の贈与を受けた翌年3月15日までに終わるものに限ります。)に先行してその敷地を取得する場合における当該土地等の取得のための資金が追加されます。

(注) 平成23年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

3. 消費税法関係

1. 免税事業者の要件の厳格化

基準期間(個人の場合は前々年、法人の場合には原則前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下である場合、個人事業者の事業開始後原則2年間、資本金1,000万円未満の法人の設立後原則2事業年度は、免税事業者となります。しかし、今回の改正により、次に掲げる課税売上高が1,000万円超の事業者については、その年またはその事業年度について課税事業者となります。

① 個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高

② 法人のその事業年度の前事業年度(7ヵ月以下のものを除く)開始の日から6ヵ月間の課税売上高

- ③ 法人のその事業年度の前事業年度が7ヵ月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、その前々事業年度の開始の日から6ヵ月間の課税売上高（その前々事業年度が5ヵ月以下の場合には、その前々事業年度の課税売上高）

ただし、事業者は上記の課税売上高に代えて、給与等の金額を用いることができます。適用時期は、平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

2. 仕入税額控除の95%ルールの見直し

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除とする制度について、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合は年換算）を超える事業者には適用できなくなります。なお、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

4. 租税特別措置法で適用期限が延長されるもの

1. 中小企業軽減税率
2. 中小企業等基盤強化税制
3. 教育訓練促進税制
4. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例

今回は見送られ、継続審議される主な項目

1. 所得税法関係

1. 給与所得控除の改正

○給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除に上限（245万円）が設定されます。

○法人役員等については、以下の見直しがされます。

- ・ 給与収入4,000万円超は2分の1の額（125万円）が上限となります。
- ・ 給与収入2,000万円を超え4,000万円までの間は、控除額の上限を4分の3とする部分を含め調整的に徐々に控除額が縮減されます。

2. 給与所得の特定支出控除の改正

①適用範囲に、弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費、職業上の団体の経費）が追加されます。

②適用判定の基準を給与所得控除の2分の1（現行：控除額の総額）とされます。

3. 退職所得課税の改正

勤続年数5年以内の法人役員等の退職金について、2分の1課税が廃止されます。

【退職所得に係る所得税額の計算】

退職所得に係る所得税額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$ × 税率

勤続年数5年以内の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止。

4. 成年扶養控除の改正

23歳から69歳までの成年を一律に控除の対象としていた扶養控除について、見直されます。

- ・ 障害者、要介護認定者及びこれらの人の介護をしている生計を一にする扶養親族その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65歳以上の高齢者、学生については、引き続き控除の対象
- ・ 給与収入568万円（所得400万円）以下の納税者については、被扶養者の事情にかかわらず、引き続き控除を適用
- ・ 給与収入568万円（所得400万円）から段階的に控除を縮減し、給与収入689万円（所得500万円）以上の納税者については、控除を廃止

2. 法人税法関係

1. 法人税率の引き下げ

○国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げます〔40.69%⇒35.64%〕。

このため、法人税率を30%から25.5%へ4.5%引き下げます。

○中小法人に対する軽減税率を18%から15%へ3%引き下げます。

2. 繰越欠損金の制限・繰越期間の制限延長

（次ページへ続く）

欠損金の控除限度額が所得金額の8割となり、繰越期間が9年（現行：7年）に延長されます。

3. 定率法の償却率の縮減
4. 中小企業以外の貸倒引当金の廃止

3. 相続税法関係

1. 基礎控除の引下げ

【現行】5,000万円+1,000万円×法定相続人数⇒【改正案】3,000万円+600万円×法定相続人数

2. 税率の引き上げ

最高税率を55%に引き上げるなどの税率構造が見直されます。

3. 未成年者控除、障害者控除の拡充

【現行】

【改正案】

- ・未成年者控除 6万円×20歳に達するまでの年数 ⇒ 10万円×20歳に達するまでの年数
- ・障害者控除 6万円（特別障害者：12万円） ⇒ 10万円（特別障害者：20万円）
×85歳に達するまでの年数 ×85歳に達するまでの年数

4. 死亡保険金の非課税の縮減

【現行】

【改正案】

500万円×法定相続人数 ⇒ 500万円×次のいずれかに該当する法定相続人数

①未成年者 ②障害者 ③相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者

5. 相続時精算課税贈与

【現行】

【改正案】

受贈者：20歳以上の推定相続人 ⇒ 20歳以上の推定相続人及び孫
贈与者：65歳以上の者 ⇒ 60歳以上の者

6. 贈与税の税率構造の改正

4. 国税通則法の改正

税務調査の明確化、更正の請求期間の延長等、制定以来最大の見直し

参考資料 財務省 HP：平成23年度税制改正に係る法的手当て 平成23年度税制改正(案)のポイント

無予告調査の正しい対応方法

①調査官が突然来ても、事業所には入れない

調査官が事業所に立入るには「明示の承諾」が必要です。従業員等が「どうぞ」と言わない限り、調査官は入れません。対応方法がわからない従業員は「入っていいですか?」と聞かれるとつい「どうぞ」と言いがちです。気をつけてください。

②すぐに税理士に電話してもらう

事業所の外で待たせたまま、すぐに税理士に連絡してもらってください。税理士が電話で対応できない場合は、従業員に③のように対応してもらう必要があります。

③税務調査の日程を決める

無予告調査でも受忍義務がある以上、間違っても「今すぐ調査は受けられません」と言ってはダメです。正しい対応方法は、「今日は予定があるので別の日にして下さい。来週の～曜日だったらいいですよ。」と言って、日程を実際に決めてしまうことです。

無予告調査は納税者にとって不利なことばかりです。かといって、無予告調査に受忍義務はあります。そうであるなら、最も正しい方法は、あくまでリスケジュールすることなのです。

あとがき

下田です。今年も「経営者実践セミナー」を開催しました。懇親会では、講師の松村先生がサバイバルの達人ということで、「賞味期限」ホントは、いつまで食べられる?と盛り上がり「昔は『目で見える』『臭いを嗅ぐ』『味見する』試してOKと思えば大丈夫。いつもと違う臭いや味で変!となれば傷んでいるからNG、失敗して身体で覚えたもの」納豆を買う際、味がまろやかになっているから賞味期限が近いものを購入する「出来たてより味が熟成して美味しいという理由で、製造日からある程度、日が経過している商品の納品を希望されるお客様がいらっしゃる」「賞味期限が切れていても問題なく使える原材料を法に従い処分しなければならない現実が有る」など、話は様々でした。

突然、何が起るかわからない今の時代、自己責任で決断しなくてはならない場面が多くなると思います。瞬時に正しい判断をするには、失敗を含め経験豊富であること。これから生き抜く秘訣かもしれませんね。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

